

2025 年 11 月 1 日

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

国立病院機構山形病院

薬剤科

当院では、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(平成 22 年 4 月 30 日付厚生労働省医政局長通知)を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者様への薬学的ケアの充実及び処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」を運用しております。

以下に示す項目については手順に従い薬剤の管理を遂行すること、並びに事後に当院へ連絡を行うことにより、処方医へ確認せずに調剤することを可能にするものとする。

<処方変更に係る原則>

- ① 先発医薬品において『変更不可』の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬の後発医薬品への変更はできない。
- ② 処方変更は各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。その際、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ③ 服用方法・安定性・価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
- ④ 原則として費用が高くなるような変更は認めない。但し、患者の希望がある場合はこの限りではないが、その旨を説明し同意を得ること。
- ⑤ 剤形を変更して調剤した場合、入院時又は院内処方時は変更前の剤型になること、他の保険薬局では希望通りにならないことがある旨を説明すること。

1.各種問い合わせ窓口

① 処方内容等に関すること

平日：8時30分から17時15分 薬剤科調剤室 TEL: 023-684-5566 (代)

② 保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

平日：8時30分から17時15分 医事課 TEL: 023-684-5566 (代)

2.処方変更・調剤後の連絡

処方変更して調剤した場合、その内容を原則当日中に薬剤科 FAX：023-681-2305 へ連絡をお願い致します。オーダリングシステム内の処方修正が可能な場合には、次回からの処方に反映させます。（変更した場合は毎回報告すること）

3.疑義照会の不要例（但し、医療用麻薬、覚せい剤原料、抗がん剤は除く）

現在、以下の12項目について疑義照会不要とする。

① 剤形の変更（剤形変更不可の処方を除く）

例：ラシックス細粒 → ラシックス錠、ラシックス錠 → ラシックス細粒

② 錠剤の普通錠と口腔内崩壊錠の変更（剤形変更不可の処方を除く）

例：シロドシン錠 → シロドシンOD錠、シロドシンOD錠 → シロドシン錠

③ エンシュア・Hなどのフレーバーの変更

例：エンシュア・H バニラ味 12本 → バニラ味 6本、コーヒー味 6本

④ 成分、適応、用法が同一の銘柄変更

※薬剤料が同額以上の場合、患者の同意が得られれば変更可能。

例1：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg

例2：ファモチジンD錠 20mg「サワイ」 → ファモチジンD錠 20mg「EMEC」

⑤ 後発品から先発品への変更

例：アムロジピンOD錠 5mg「トーフ」 → アムロジンOD錠 5mg

⑥ 別規格製剤がある場合の規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

※適応症が変わる場合は疑義照会が必要。

※患者へ服用方法及び料金等について説明し、患者の同意が得られれば変更可能。

例：アムロジピン錠 2.5mg 2錠/朝食後 → アムロジピン錠 5mg 1錠/朝食後

⑦ 保険請求を伴わない半錠、一包化（抗がん剤及びコメントに一包化不可の処方を除く）

※粉碎化、混合については疑義照会が必要。

粉碎化、混合(散剤で別Rpの薬をまとめて混合すること)については、安定性等の問題

や医師の処方意図が含まれている場合もあるため。

- ⑧ 食後・食前の処方で、添付文書上、食直後・食直前と記載されているものの変更
例：ボグリボース錠 OD0.2 mg 3錠/毎食前 → 3錠/毎食直前
- ⑨ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）
例：〇〇パップ（7枚入り）5袋 → 〇〇パップ（5枚入り）7袋
例：〇〇軟膏 5g 2本 → 〇〇軟膏 10g 1本
- ⑩ 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）
※処方日数を0日（削除）にする場合や処方日数を増やす場合は疑義照会が必要。
例：オルメサルタン錠 20mg 30日分 → 26日分（4日分残薬があるため）
例：ルリコンクリーム 3本 → ルリコンクリーム 2本（1本残薬があるため）
- ⑪ ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
例：アレンドロン酸錠 35mg（週1回製剤）1錠 分1起床時 28日分 → 4日分
- ⑫ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
例：プレドニン錠 5mg 1錠 分1朝食後 28日分 隔日投与（他のRPも28日分の場合） → 14日分

以上、本プロトコルは添付文書の適応・用法用量を十分確認した上、その範囲で運用可能とする。